

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

施行日 2024年1月4日

| 新（改正後）  | 旧（改正前）  |
|---|---|
| <p>第1条 （約款の趣旨） （現行とおり）</p>  | <p>第1条 （約款の趣旨） （省 略）</p>  |
| <p>第2条 （未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>（1）未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けられるお客様は、2023年9月30日までに当社に対して以下の手続きをされたお客様に限ります。</p> <p>①租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出する。</p> <p>②租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> | <p>第2条 （未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>（1）お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）   | 旧（改正前）   |
|--|--|
| <p>(2) ~ (3) (現行とおりに削除)</p><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><p>(削除)</p> | <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）  | 旧（改正前）  |
|---|---|
| <p data-bbox="161 245 598 276">第3条（継続管理勘定の設定）</p> <p data-bbox="309 296 427 327">(削除)</p> <p data-bbox="309 823 427 853">(削除)</p> <p data-bbox="194 1158 1070 1425">未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において</p> | <p data-bbox="1104 245 1850 276">第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定）</p> <p data-bbox="1126 296 2011 805">(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。本章第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p data-bbox="1126 823 2011 1142">(2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にある場合は、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にある場合は、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p data-bbox="1126 1158 2011 1425">(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において</p> |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）  | 旧（改正前）   |
|---|--|
| <p>18 歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理）<br/>（現行とおり）</p> <p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）<br/>（削 除）</p> | <p>20 歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理）<br/>（省 略）</p> <p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>（1）当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときには、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした</p> |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）  | 旧（改正前）  |
|---|---|
| <p>当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、<b>租税特別措置法施行規則第18条の</b></p> | <p>上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、<b>租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号</b>に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② <b>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項</b>の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の11月30日を目途に「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③ <b>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項</b>の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、<b>前項第1号ロ</b>に規定する「未成年</p> |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）   | 旧（改正前）  |
|--|---|
| <p>15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要はありません。）</p> <p>③ （現行とおり）</p> | <p>者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の11月30日を目途に「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③ （省 略）</p> |
| <p>第6条（未成年者口座の譲渡の方法） （現行とおり）</p>   | <p>第6条（譲渡の方法） （省 略）</p>   |
| <p>第7条（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（本章第5条第1項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p>   | <p>第7条（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（本章第5条第1項第1号もしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ</p>   |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）  | 旧（改正前）  |
|---|---|
| <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) (現行とおり)</p> | <p>次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) (省略)</p> |
| <p>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①～③ (現行とおり)</p>   | <p>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①～③ (省略)</p>   |
| <p>第9条（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法）</p> <p>（現行とおり）</p>  | <p>第9条（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法）</p> <p>（省略）</p>   |
| <p>第11条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第11条の2（継続管理勘定への移管）</p> <p>(1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口</p>   | <p>第11条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>(追加)</p>   |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）  | 旧（改正前）   |
|---|--|
| <p>座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p> <p>（2）前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の11月30日を目途に提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。</p> <p>第12条（未成年者口座の出国時の取扱い）</p> <p>（1）お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>（2）（現行とおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第13条（課税未成年者口座の設定）</p> <p>（現行とおり）</p> <p>第14条（課税管理勘定における処理）</p> <p>第15条（課税未成年者口座の譲渡の方法）</p> | <p>第12条（出国時の取扱い）</p> <p>（1）お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>（2）（省略）</p> <p>（3）当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をするまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第13条（課税未成年者口座の設定）</p> <p>（省略）</p> <p>第14条（課税管理勘定における処理）</p> <p>第15条（譲渡の方法）</p> |



新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）   | 旧（改正前）   |
|--|--|
| <p>（現行とおり）</p>   | <p>（省 略）</p>   |
| <p>第16条（課税管理勘定での管理）</p>  | <p>第16条（課税管理勘定での管理）</p>  |
| <p>）（現行とおり）</p>  | <p>）（省 略）</p>  |
| <p>第19条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）</p>  | <p>第19条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）</p>  |
| <p>第20条（<b>課税未成年者口座</b>の出国時の取扱い）<br/>（現行とおり）</p>   | <p>第20条（出国時の取扱い）<br/>（省 略）</p>   |
| <p>第21条（課税未成年者口座への入出金処理）</p>   | <p>第21条（課税未成年者口座への入出金処理）</p>   |
| <p>）（現行とおり）</p>  | <p>）（省 略）</p>  |
| <p>第24条（取引残高の通知）</p>   | <p>第24条（取引残高の通知）</p>   |
| <p>第25条（未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示）<br/>（1）お客様が当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> | <p>第25条（未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示）<br/>（1）お客様が<b>受入期間内に</b>、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（<b>未成年者口座への受入れである場合には、本章第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、同第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。</b>）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れで</p> |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）   | 旧（改正前）   |
|--|--|
| <p>(2) (現行とおり)</p> <p>第26条 (基準年以降の手続き等)<br/>(現行とおり)</p> <p>第27条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>(1) 2024 以後の各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> | <p>ある旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>第26条 (基準年以降の手続き等)<br/>(省 略)</p> <p>第27条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>(1) 2017 年から 2028 年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）または特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなし</p> |

新旧対照表（第10章 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」）

| 新（改正後）  | 旧（改正前）  |
|---|---|
| <p>第28 [条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④（現行とおり）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに本章第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥（現行とおり）</p> <p>第29条（合意管轄）<br/>（現行とおり）</p> <p>（削除）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>ます。</p> <p>第28条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④（省略）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに本章第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥（省略）</p> <p>第29条（合意管轄）<br/>（省略）</p> <p><u>附則</u></p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |